

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-36)

別紙1

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				担当部局名	大臣官房 環境経済課 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	波戸本尚(環境経済課長) 松田尚之(環境計画課長)					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上							
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律 ・環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 	政策評価実施予定時期	令和4年8月					
測定指標	基準	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		
1 環境産業の市場規模(兆円)	約90	H18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
2 環境産業の雇用規模(万人)	約219	H18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
3 地方公共団体におけるグリーン購入実施率(%)	-	-	100	R12年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	国等のみでなく、努力義務とされている地方公共団体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。
4 国等における環境配慮契約実績(電気:高圧・特別高圧) 契約割合(%)	-	-	100	R12年度	64.0	68.0	72.0	76.0	80.0	84.0	88.0	88.0	国及び独立行政法人等の電気契約における環境配慮契約割合が向上することによって、温室効果ガス削減が推進されるため。
5 エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	6,971	H23年度	9,000	R3年度	8,500	8,500	9,000	9,000	9,000	9,000	-	-	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。
6 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関数)	177	H23年度	285	R3年度	230	240	250	275	280	285	-	-	金融行動原則署名金融機関数の増加は、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会に資すると考えられるため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
(1) 国等におけるグリーン購入 推進等経費 (平成14年度)	45 (45)	45 (36)	48 (36)	42	3	<p><達成手段の概要> グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。また、グリーン購入法に関するブロックごとの説明会を行うとともに、Webに説明動画を掲載する。</p> <p><達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体の環境物品等の調達に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。</p>	277
(2) 製品対策推進経費 (平成13年度)	21 (19)	24 (24)	21 (26)	21	3	<p><達成手段の概要> 事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境配慮型製品・サービスに関する情報提供を行う。</p> <p><達成手段の目標> グリーン購入の普及啓発を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者、消費者に環境情報や環境配慮型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、地方公共団体等におけるグリーン購入実施率の向上に寄与する。</p>	278
(3) 国等における環境配慮契 約等推進経費 (平成20年度)	23 (21)	20 (18)	21 (19)	21	4	<p><達成手段の概要> 環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関するブロックごとの説明会を行うとともに、Webに説明動画を掲載する。</p> <p><達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及促進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国等及び地方公共団体の環境配慮契約の取組に対する共通の理解を醸成することによって、国等及び地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。</p>	279
(4) 税制全体のグリーン化推 進検討経費	35 (30)	35 (29)	32 (31)	32	1,2	<p><達成手段の概要> 地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 税制という政策手法を通じ、環境負荷の抑制に向けた経済的インセティブを働かせることで、環境に配慮した事業活動を推進する。</p>	280
(5) 企業行動推進費(平成14 年度)	152 (117)	153 (119)	267 (219)	145	1,2,5,6,7	<p><達成手段の概要> エコアクション21を活用した中堅・中小企業による環境経営の普及促進、環境金融に関心がある金融機関が活動のコミットを行う「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。また、ICTを活用した環境情報開示基盤の整備や環境コミュニケーション促進のための各種事業の推進等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 企業の環境配慮が促進される仕組みを構築し、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業や金融機関の自主的な環境配慮行動を後押しする。</p>	281
(6) 環境金融の拡大に向けた 利子補給事業(平成19年 度、令和元年度)	1,573 (1,147)	1,219 (1,027)	1,100 (760)	1,000	1,2	<p><達成手段の概要> ・環境配慮型融資促進利子補給事業(継続分のみ) ・環境リスク調査融資促進利子補給事業(継続分のみ) ・地域ESG融資促進利子補給事業</p> <p>地域循環共生圏の創出に資する脱炭素事業へのESG融資について、金融機関自身のESG融資目標を設定すること又は他のステークホルダーと協働して中小企業のCO2削減目標設定支援等を行うことを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。</p> <p><達成手段の目標> “E”に着目したインパクトのある地域ESG融資の促進及び民間資金による地球温暖化対策の促進、地域循環共生圏の創出をめざす。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 年利1%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。</p>	007 【再掲】

<p>(7) 脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業(令和3年度)</p>	-	-	-	1,400	1.2.7	<p><達成手段の概要> 中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する際、指定リース事業者によるESG要素を考慮した取組やサプライチェーン上の脱炭素化に資する取組が基準を満たしている場合、脱炭素機器の種類に応じて総リース料の1~6%を指定リース事業者に対して助成を行い、補助率に応じた総リース料の減免を行うことで機器利用者の負担するリース料を低減させる。 <達成手段の目標> ○ リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大に繋げる。 ○ サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等をサポートする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 脱炭素機器の導入を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額13.3億円に対し、脱炭素機器導入のリース料に対する平均補助率は約3.7%であることから、脱炭素機器の設備投資額約206億円の効果があると見込む。</p>	<p>新007 【再掲】</p>
<p>(8) グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)</p>	171 (159)	174 (167)	167 (161)	100	1.2	<p><達成手段の概要> 政策ニーズを踏まえた「環境経済の政策研究」を機動的に実施することにより、環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析等を実施する。 <達成手段の目標> グローバル化などの経済・社会動向の変化の中で、我が国の持続可能な発展に貢献する経済・社会のグリーン化を実現・牽引していくための政策研究・調査を行うことにより、種々の環境政策のもとたす経済・社会効果を明らかにし、環境政策の企画立案に資する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、環境ビジネス市場の景況感・市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。</p>	<p>303</p>
<p>(9) 地域脱炭素投資促進ファンド事業(平成25年度)</p>	4,800 (4,800)	4,600 (4,600)	4,800 (4,800)	4,800	1.2.7	<p><達成手段の概要> 一定の採算性・収益性が見込まれる脱炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域脱炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。 <達成手段の目標> 民間資金による脱炭素投資の促進することで、地域での資金循環を円滑化する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 脱炭素化プロジェクトを「出資」により支援することで、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。</p>	<p>006 【再掲】</p>
<p>(10) グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進モデル事業(平成30年度)</p>	950 (289)	600 (239)	600 (219)	500	1.2.7	<p>グリーンボンド等促進体制整備支援事業 <達成手段の概要> グリーンボンド等で資金調達しようとする者に対して支援グループを構成し効率的・包括的な支援(外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等)を行う者に対し、その支援に要する費用を補助すること等を通じて我が国におけるグリーンボンド等を促進する。 <達成手段の目標> グリーンボンド等が普及することで、国内脱炭素化事業に民間資金を大量に導入し、活用していく。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> グリーンボンド等が普及することで、環境産業へ民間資金が導入されることに寄与する。</p>	<p>049 【再掲】</p>
<p>(11) ESG金融ステップアップ・プログラム推進事業(令和元年度)</p>	-	300 (290)	300 (272)	300		<p><達成手段の概要> グリーンファイナンスの諸外国動向調査、国内の脱炭素化事業に対する投融資の状況調査等を実施し、脱炭素社会に向けた我が国におけるESG投資・融資の普及のための取組を支援する。 <達成手段の目標> グリーンファイナンスを活性化させ、ESG金融ヘシフトし、グリーンプロジェクトに対する民間資金導入拡大、国内や途上国における公的資金中心の支援から民間ファイナンスによるビジネス手動への転換により、地球規模の気候変動対策推進に貢献する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際的なグリーンファイナンス関連情報の情報収集、国内におけるESG金融導入調査検討、ESG金融取組の表彰、ESG金融ハイレベル・パネル運営、グリーンイノベーション動向等調査を通じた情報収集、調査分析、課題検討や情報発信などを通じて、グリーンプロジェクトに対する民間資金導入の拡大に寄与する。</p>	<p>058 【再掲】</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	9,669 (8,535)	9,070 (8,062)	8,956 (7,404)	8,361	<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)・第五次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」(平成30年4月17日閣議決定)</p>		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	大臣官房 環境計画課		作成責任者名 (※記入は任意)	松田尚之(環境計画課長)			
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。 ・専門人材と地域とのマッチング等の機能を持つプラットフォームの構築・充実等により地域循環共生圏の創造を強力に推進する。 				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。 ・地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。 				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定することとされている。 ・「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)では、「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していくこととしている。 		政策評価実施予定時期	令和4年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
1 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率	-	一年度	100%	R12年度	-	-	-	-	100%	-	-	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、指定都市、中核市(施行時特例市含む。)は、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定をするものと定められているため
2 地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	-	一年度	100%	R12年度	-	-	-	-	80%	-	-	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため
3 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数	-	一年度	1,000施設	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)において、令和7年度までに、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施するとしているため
4 地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数	-	一年度	100団体	R5年度	-	-	-	20	40	127	152	地域のステークホルダーによる主体的な会議運営を通じて地域循環共生圏創造に向けた経済面・環境面で持続可能な構想の具体化を支援する事業において20程度の地域・自治体の支援を予定しているため

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
(1) 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難所等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(令和3年度)	-	-	5,500 (11)	5,000	3	<p><達成手段の概要> 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能を発揮し、事業継続可能な避難所を整備する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再エネ・蓄エネシステムの整備等により、地域の防災・減災と脱炭素化の同時実現に寄与する。</p>	092
(2) ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業(令和3年度)	-	-	-	800	1.2	<p>行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r03/xls/r03-0002.xlsx</p>	新21-0002
(3) 再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業(令和3年度)	-	-	2500 (0)	1,200	1	<p><達成手段の概要> 地域経済の活性化・新しい再エネビジネス等の創出・分散型社会の構築・災害時のエネルギー供給の確保につながる地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定の支援を行うとともに、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援や持続性向上のための地域人材育成の支援を行う。</p> <p><達成手段の目標> 本事業を通じて策定された再エネ導入目標が、適切に地方公共団体実行計画(区域施策編)に反映させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域のステークホルダーと連携した地域の特性に応じた計画の策定、再エネ導入に関する地域住民との合意形成、地域に裨益する再エネに関する事業の持続性の向上を推進することにより、脱炭素な地域づくりを推進し、持続可能でレジリエントな地域社会を実現に寄与する。</p>	093
(4) 公害防止計画策定経費(昭和45年度)	1 (1)	1 (1)	4 (2)	2	-	<p><達成手段の概要> 公害財特法失効後の経過措置の対象となる公害防止対策事業について、各年度の事業の実施状況等を把握するため、環境質、公害防止対策事業等の事業量、事業費等について現況調査を行う。</p> <p><達成手段の目標> 公害財特法失効後の経過措置の対象となる公害防止対策事業の実施状況等を的確に把握する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公害財特法失効後の経過措置の対象となる公害防止対策事業の各年度の実施状況を把握する等により、令和2年度末時点で公害防止対策事業計画が策定されていた21地域116市町村において、公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる。</p>	0282
(5) 環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業(平成31年度)	-	500 (478)	500 (446)	500	4	<p>行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/284.xlsx</p>	0284
施策の予算額・執行額	31,915 (9,439)	32,604 (16,770)	32,767 (19,011)	7,502	<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」</p>		

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-38)

別紙1

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成				担当部局名	大臣官房 総合政策課 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	杉井威夫(民間活動 支援室長)					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の総合的向上							
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				目標設定の 考え方・根拠	・第五次環境基本計画(第1部第2章、第2部 第1章ほか) ・環境教育等による環境保全の取組の促進 に関する法律(第3章ほか)	政策評価実施予定時期	令和4年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度		
1	環境問題の解決に向けた協働取組の推進(相談件数、対話の場作り)	2,542	R元年度	2,725	R3年度	-	-	-	2,725	2,725	2,715	-	行政のみでは行政課題を解決することが難しいなっていることや、環境課題と社会課題が密接に関係していることから、より多くの関係者を巻き込みつつ協働し、他の課題との関係に気づき、関係者と課題を整理することにより、取組が加速化される。目標値の設定については、協働取組などを推進するため相談対応や対話の場作り数。
2	地域循環共生圏形成の創造に資する活動への参加数(参加企業・金融機関数)	160	R2年度	1,000	R3年度	-	-	-	-	160	1,000	-	第五次環境基本計画に掲げられた環境・経済・社会の統合的向上の実現には多様な主体との協働が重要。地銀関係者など地元産業界にネットワークをもつ者を、各地方環境事務所の取組と産業界をつなぐ橋渡し役に任命し、これまで手薄だった企業・金融機関とのパートナーシップの強化を促進する。目標値の設定については、地域循環共生圏形成の創造に資する活動への参加数(参加企業・金融機関数)。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号					
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度									
(1)	地球環境パートナーシップ プラザ運営 (平成8年度)	71 (85)	72 (88)	72 (73)	72	2	行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/285.xlsx	0285					
(2)	地域課題の解決に向けた 地域循環共生圏パート ナーシップ基盤強化事業 (令和2年度)	-	-	30 (29)	30	3	行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/290.xlsx	0290					
(3)	地方環境パートナーシップ 推進事業(平成18年度)	145 (142)	147 (144)	147 (145)	147	2	行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/286.xlsx	0286					
(4)	地域の環境課題と社会課題を 同時解決するための 民間活動支援事業※地域 活性に向けた協働取組の 加速化事業(平成25~29 年度)	45 (45)	-	-	-	2	行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2019/sheets/h30_f/xls/272.xlsx	令和元年度 272					
施策の予算額・執行額	261 (272)	219 (232)	249 (257)	249	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第五次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他)						

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-39)

別紙1

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進				担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境教育推進室		作成責任者名 (※記入は任意)	杉井威夫(環境教育 推進室長)			
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、SDGs達成に貢献する人材を育成するESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する。				目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画) 		政策評価実施予定時期	令和4年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		R4年度
1 教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	-	-	450	毎年度	150	150	200	200	200	450	450	学校・地域において環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成状況を測定する指標となるため選定した。目標値については、令和2年度の参加者数及び一部オンライン化による増加を見込んだ数値を設定した。
					221	220	515	795	351			
2 環境教育推進室HPアクセス数	276,471	H24年度	250,000	毎年度	400,000	400,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	環境教育に関する国の施策等の情報を総合的に発信するHPへのアクセス件数は、国民の環境教育への関心度を図るための指標として有効であると考えた。
					348,718	208,239	206,801	245,921	111,467			
3 ESD関連フォーラム参加人数	-	-	2,000	毎年度	500	750	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	ESD活動の全国的な関心の高まりと活動の普及状況を把握する指標として適切と考えた。新型コロナウイルス感染症の影響が不透明であるため、目標値は令和2年度と同水準に設定した。
					425	1,003	1,804	2,591	2,180			
4 RCE認定拠点数	-	-	185	令和3年度	156	166	174	178	185	185		平成24年に国連へ提出した「環境省イニシアティブ」により、国連大学が実施するESDプログラムへ資金を拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)のネットワーク化を推進するとしており、令和3年度末までに国連加盟の各国・各地域に1箇所以上認定することを目標としており、指標として適切と考えた。
					154	164	168	175	179			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度								
(1) 環境教育強化総合対策事業 (平成8年度)	64 (52.7)	73 (58.3)	62 (59.6)	60	1	学校、家庭、職場等で環境教育等の自発的な取組を促進するため、地域で先導的な役割を担う人材を育成するとともに、参考となる教材等の情報提供を行う。 行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/288.xlsx					288	
(2) 「国連ESDの10年」後の環境教育推進費 (平成27年度)	205 (193)	132 (124)	132 (116.5)	127	2,3	複雑化した地域の環境課題に対応すべく、ESDの観点から多様な主体が参画する場作りを進めていく。 行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/289.xlsx					289	
(3) 国連大学拠出金 (平成15年度)	160 (160)	150 (150)	140 (140)	150	4	国連大学が進めるRCE事業やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力する。 行政事業レビューURL: http://www.env.go.jp/guide/budget/review/2021/sheets/r02/xls/287.xlsx					287	
施策の予算額・執行額	429 (405.7)	355 (332.3)	334 (316.1)	337	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画) 						